

お知らせ

軽自動車税の納税通知書を5月1日発送します

平成30年4月1日までに軽自動車等を登録された方で、納税通知書が届かない方は税務課にお問い合わせください。
●障がい者に対する軽自動車税の減免
④ 次に掲げる軽自動車等（自動車税、軽自動車税を通じて1台限定）

①障がい者が所有する軽自動車等で、その方が運転するもの

②障がい者が所有する軽自動車等（その方の家族が所有するものも含む）で、もっぱらその方の生業、通学または通院等のために、その方の家族が運転するもの。
また、障がい者が所有する軽自動車等で、もっぱらその方の生業、通学または通院等のために、その方の常時介護者が運転するもの（その方の含まれる世帯の全員が障がい者である場合に限る）
③構造上、障がい者の利用にもっぱら供するための軽自動車等

申請期限▼5月31日(木)
必要書類▼個人番号がわかるもの、障害者手帳、運転者の運転免許証（コピー可）、納税通知書（未納付のもの）、印鑑
税務課内 2152

5月31日(木)は
自動車税の納期限です



自動車税は金融機関やコンビニで納付できます。また、パソコンなどを使ってWebサイト「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカード納付やインターネットバンキング等を利用したペイジー納付もできます。

納税通知書は、5月7日以降にお手元に届く予定です。忘れずに納期内に納めましょう！

なお、自動車税収入額の一部は「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用しています。
※自動車税全般に関すること、

住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについてはお問い合わせください。

自動車税コールセンター
050-3786-122

荒川の洪水情報の配信

近年、記録的な豪雨により全国的に大規模な水害や土砂災害が頻発しています。また、気候変動の影響により、今後はますます洪水の発生頻度が高まることが予想されています。

これを受けて、昨年5月から国土交通省荒川上流河川事務所では、荒川で大規模な洪水が発生した場合に、浸水する危険性の高い地域の方々に携帯電話やスマートフォンで洪水情報の配信を行っています。

配信エリア▼伊奈町全域
配信情報▼荒川で河川氾濫（氾濫危険水位の超過）の恐れがある場合または氾濫が発生したことを伝える情報

対象の水位観測所▼熊谷水位観測所（熊谷市榎町）

国土交通省荒川上流河川事務所防災情報課 049-246-6384

国民健康保険税の税率などが変更になります

国民健康保険制度は、加入者の年齢層が高く、一人当たりの医療費水準も高いなど構造的な課題があります。このような課題を解消するため、平成30年度から、国民健康保険の運営が広域化（都道府県単位化）され、都道府県が財政運営の責任主体となって事業運営をしていくことになりました。この国民健康保険の広域化

により、埼玉県から市町村ごとに国保事業費納付金、標準保険税率が提示され、この標準保険税率を参考に各市町村が税率を決定していくことになりました。

伊奈町では国民健康保険税の税率、賦課方式および賦課限度額を次のとおり見直し、変更することになりました。

ご加入の皆様には、ご理解ご協力をお願いします。

税率および賦課方式

課税区分	改正前	改正後	改正内容
医療保険分	所得割	7.2%	7.6% 0.4%増
	資産割	27%	廃止
	均等割	14,400円	22,800円 8,400円増
	平等割	19,200円	廃止
後期高齢者支援分	所得割	1.9%	2.3% 0.4%増
	均等割	7,800円	8,800円 1,000円増
介護保険分 (40~64歳が対象)	所得割	1.3%	1.6% 0.3%増
	均等割	9,600円	10,800円 1,200円増

賦課限度額

医療保険分	51万円	54万円	3万円増
後期高齢者支援分	16万円	19万円	3万円増
介護保険分 (40~64歳が対象)	14万円	16万円	2万円増

図 保険医療課内 2172、2173

心身障害児通園施設(7月入所)の入所申込受付

心身障害児通園施設とは、心身に障がいのある未就学児童(2歳児～5歳児)を療育するための通園施設です。
受付期間▼5月21日(月)～31日(木)

必要書類▼①通園(利用許可)申請書②障害者手帳の写しまたは医師等の診断書もしくは意見書③家庭の状況・生育歴④現在の様子⑤入所希望調書
※①③④⑤は様式あり(子育て支援課窓口にて配布)
施設所在地▼ふれあい福祉センター内いちご(小室5049-1-1)
子育て支援課☎2128

5月は赤十字運動月間

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」と定

め「赤十字会員増強運動」を実施しています。

日本赤十字社の災害救護、国際救援、ボランティアの育成、救急法講習会などの活動は、すべて赤十字の理念や取り組みにご理解をいただいた方々から寄せられる会費や寄付金により支えられています。皆様のご協力をよろしくお願ひします。

日本赤十字社埼玉県支部 伊奈町分区分(福祉課内) ☎2126

6月1日は人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設して、一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

クリーンセンターからのお知らせ



施設を修繕するため、5月30日(木)から6月1日(金)までは、一般ごみの直接搬入ができません。(ごみ収集車のみ搬入)

皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

クリーンセンター
☎728-5321

伊奈町でも「人権擁護委員の日」の行事として、特設相談所を開設します。さまざまなお悩みごとやトラブルで困ったことや思い悩むことはありませんか。そのようなときは、一人で悩まずお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は固く守られます。

●特設相談所

日 6月1日(金)9時～12時

場 役場3階第1会議室

※奇数月第3水曜日にも人権相談を開設していますので、ご利用ください。

人権推進課☎2241

磁気ループの貸出

磁気ループとは、音声を磁気に変換し、補聴器に音声を直接送り込むための放送設備で、高齢者や聴覚障がい者等と健聴者のコミュニケーションを容易にするためのものです。福祉活動等を目的とした講習会等にご利用ください。

福祉課☎2121

5月27日(日)はクリーン伊奈町

クリーン伊奈町運動は青少年相談員を中心に「私たちの町は私たちの手できれいに」

を合言葉に昭和50年から始まりました。

今年もライオンズクラブ・子ども会・ボーイスカウト・地域ぐるみ青少年健全育成推進協議会環境浄化部・商工会と一緒に全町的に実施します。みなさんが自分の部屋、家の周り、自分の町と少しでもきれいな伊奈町を目指しましょう。

当日は午前8時から各地で活動しています。ぜひ一緒にまちをきれいにしませんか。

生涯学習課☎2542

桶川北本伊奈地区在宅医療連携センター相談窓口



医療と介護が必要となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるには、在宅医療と介護の連携が必要です。当センターでは、ケアマネージャーの資格を持つ看護師がご相談に応じます。

相談日▼月～金曜日(祝日および年末年始は除く)

相談時間▼9時～17時

場 北本市二ツ家3-1-183(桶川北本伊奈地区訪問看護ステーション内)

桶川北本伊奈地区在宅医療連携センター☎048-501-2085

小規模契約希望者登録制度



町内業者への受注機会の拡大を目的とし、小規模な工事等(原則として130万円以下の建設工事全般)の契約を希望する町内業者の登録を随時受け付けています。ただし、この登録は契約を約束するものではありません。

町内に主たる事業所を置き、指名競争入札参加資格申請をしていない業者
※すでに登録をしている場合は申請の必要はありません。

申・問 **総務課**☎2225